

## 港区ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

### 第1条

大阪市港区役所の Web サイトにバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、「大阪市広告掲載要綱」「大阪市港区ホームページバナー広告掲載要領」のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条項に留意しなければならない。

(禁止表現)

### 第2条

次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2)アラートマーク
- (3)ラジオボタン
- (4)テキストボックス（入力ができるような誤解を与えるもの）
- (5)プルダウンメニュー（下に選択肢があるような誤解を与えるもの）

(区ホームページとの区別)

### 第3条

閲覧者が区のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が港区の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(色調)

### 第4条

文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

附則

(施行期日)

本ガイドラインは平成 19 年 8 月 31 日から施行する。